

新潟市告示第739号

道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市中央区建設課において、一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
市道	中央2-172号線	新潟市中央区関屋字金鉢山上二三番割 262番23地先から 新潟市中央区関屋大川前二丁目262番3 地先まで	平成19年11月16日
市道	中央2-174号線	新潟市中央区関屋大川前二丁目264番37 地先から 新潟市中央区関屋大川前二丁目262番3 地先まで	